

岩手県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年10月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名称	所在地	
藤井 友和	接骨院 百万石 矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割字田郷200番地12号	平成19年9月3日
大橋 剛	接骨院 百万石 矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割字田郷200番地12号	〃
伊藤 心	接骨院 百万石 矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割字田郷200番地12号	〃
村上 有仙	飯岡接骨鍼灸院	盛岡市永井20地割2番地	平成19年9月20日